

令和6年第3回定例会付託

議案第8号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例

令和6年第3回定例会において、厚生文教常任委員会に付託された「議案第8号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例」に関し、別紙のとおり厚生文教常任委員長より審査報告書が提出されたので付議する。

令和6年12月11日提出

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

## 厚生文教常任委員会付託事件審査報告書

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

令和6年12月2日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆 様

厚生文教常任委員会  
委員長 荒 生 博 一

### 記

1 事件名 議案第8号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する  
条例

2 審査の内容と経過

令和6年9月12日開会の令和6年第3回上富良野町議会定例会に提案された「議案第8号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例」は、9月12日付で本委員会に付託された。

令和6年10月1日及び11月6日、18日、21日、12月2日に本委員会を開催し、慎重に審査を進めた。

審査にあたっては、別添資料1～3に基づき、条例改正の経過や値上げの場合の影響額、近隣自治体の実態把握などを所管課から説明を受け、検討した。

3 審査の結果

今回の条例の一部改正は、物価高騰や人件費の増加に伴い必要経費が増加していることから、日常生活に支障がある在宅の虚弱高齢者等を対象とした在宅福祉サービス事業に係る利用料の改定について、配食サービス及び移送サービス、除雪サービスそれぞれの利用料の見直しを行うものである。

審査においては、物価高騰や人件費の増加に伴い必要経費が増加しており町財政が厳しいこと、この度の値上げは、サービス利用者の生活を考慮した最低限の上げ幅であるとの提案説明を受けた。

一方でサービスを利用している虚弱高齢者も同時に物価高騰の影響を受けており、生活がより一層圧迫されていることは言うまでもない。

また、数多くある事業の中で、なぜ在宅福祉事業という高齢者の弱い立場の方々を利用するこの事業だけが見直しの対象になっているのか。

本来、このような利用料の見直しを行う場合、町全体の財政計画を示した中で、すべての事業の検証を行い、見直しを検討すべきである。

これまでの間、町においては、超高齢社会において、従来から施設福祉サービスより在宅福祉サービスに重点を置き、住み慣れた上富良野町で、年老いても安心して暮らし続けられることを目指し、体の状態や安否の確認等を目的とした在宅福祉

サービスに重点を置き、推進されてきている。

そして、利用料においても8年～19年間値上げをせず利用者の負担軽減を図ってきたことは大いに評価に値するが、この物価高騰に歯止めが効かない今、福祉サービスの弱い立場の高齢者の方々に対して、利用料を上げるということは、町の信用を落とす行為であり、「福祉の町かみふらの」の志が崩れてしまうものとする。

従って町においては、2021年の後半から続いている物価高騰がこの先安定するまでの間は本事業の利用料の改定を行わず、現行のサービス利用料を維持した中においても事業を継続することが可能と判断し、委員全会一致で原案に反対すべきものとして決定した。

なお、今後も在宅福祉事業の継続は必要不可欠であり、持続可能なサービスを維持することにおいては、一定程度利用料の値上げの検討はすべきと考えるが、その実施時期については、2年半後に見直しされる「上富良野町第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定時において、社会情勢などを鑑み見直しの検討を行うべきことを申し添え、厚生文教常任委員会付託委員長報告とする。